

被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 新旧対照表
被災者生活再建支援法施行規則（平成十年総理府令第六十八号）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

<p>（令第三条第一項第一号の内閣府令で定める物品）</p> <p>第一条 被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）（第三条第一項第一号の内閣府令で定める物品は、自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具（ベッドを除く。）、自転車、電話機、テレビ及びラジオとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（令第三条第一項第二号の内閣府令で定める物品）</p> <p>第二条 令第三条第一項第二号の内閣府令で定める物品は、別表の第一欄に掲げる被災世帯の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（令第三条第一項第三号の内閣府令で定める期間）</p> <p>第三条 令第三条第一項第三号の内閣府令で定める期間は、一年とする。</p> <p>（令第三条第一項第十一号及び第二項第五号の内閣府令で定めるもの）</p> <p>第四条 令第三条第一項第十一号及び第二項第五号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 住宅の建築確認（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をいう。）、完了検査（同法第七条第一項又は第七条の二第一項の規定による検査をいう。）、又は中間検査）同法第七条の三第一項又は第七条の四第一項の規定による検</p>	<p>（令第三条第一号の内閣府令で定める物品）</p> <p>第一条 被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）（第三条第一号の内閣府令で定める物品は、自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具（ベッドを除く。）、自転車、電話機、テレビ及びラジオとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（令第三条第二号の内閣府令で定める物品）</p> <p>第二条 令第三条第二号の内閣府令で定める物品は、別表の第一欄に掲げる被災世帯の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（令第三条第六号の内閣府令で定める期間）</p> <p>第三条 令第三条第六号の内閣府令で定める期間は、一年とする。</p>
---	---

査をいづ)の申請に係る手数料又は報酬

二 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬

三 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬

四 水道の給水申込みの際し水道事業者に支払つ料金

第五条

第六条 一〜七 (略)

八 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第四条第四項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第百九十五号)第十条の表に定める特級、一級若しくは二級に該当するものが属する世帯

九〜十四 (略)

(令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額)

第七条 令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額は、次の表の上欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額と同表の下欄に掲げる額の合計額とする。

世帯の区分	令第三条第一項第一号に掲げる経費として通常必要な額	令第三条第一項第四号に掲げる経費として通常必要な額
一 その属する者の数が一である世帯	四十五万円	十万円

第四条 (略)

第五条 一〜七 (略)

八 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第四条第四項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第百九十五号)第十条の表に定める特級、一級若しくは二級に該当するもの又は同法第三十九条第一項に定める障害の程度が同法第二十條の表に定める特級、一級若しくは二級に該当するものが属する世帯

九〜十四 (略)

(令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額)

第六条 令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額は、次の表の上欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額と同表の下欄に掲げる額の合計額とする。

世帯の区分	令第三条第一号に掲げる経費として通常必要な額	令第三条第三号に掲げる経費として通常必要な額
一 その属する者の数が一である世帯	四十五万円	十万円

(以下「単数世帯」といふ。)		
二 その属する者の数が二以上である世帯(以下「複数世帯」といふ。)	五十五万円	十五万円

2 前項の規定にかかわらず、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第六十条第一項及び第五項並びに同法第六十一条第一項に規定する避難のための立退きの勧告若しくは指示(以下この項において「避難の指示等」といふ。)が行われ、又は同法第六十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第二項に規定する警戒区域が設定された際に当該避難の指示等に係る地域又は警戒区域に居住していた者に係る令第12条第二号に掲げる世帯であつて、当該地域又は警戒区域に係る避難の指示等又は警戒区域の設定の期間が通算して三年を経過した日以後、同法第六十条第四項(同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により避難の必要がなくなった旨の公示がなされた日又は警戒区域でなくなった日(第十二条第二項において「避難指示等解除日又は警戒区域解除日」といふ。)から起算して二年を経過する日までの間に、当該避難の指示等又は警戒区域の設定の際居住していた市町村の区域において自立した生活を開始するもの(以下「長期避難解除世帯」といふ。)の世帯主に対する支援金に係る令第4条第一項第一号の各府令で定める額は、前項の表の上欄に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ規定する額と次の各号に掲げる当該世帯の区分と同一の世帯の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額との合計額とする。

- 一 単数世帯 五十二万五千円
- 二 複数世帯 七十万円

(次条第一号において「単数世帯」といふ。)		
二 その属する者の数が二以上である世帯(次条第一号において「複数世帯」といふ。)	五十五万円	十五万円

第八系 (略)

2 前項の規定にかかわらず、長期避難解除世帯に係る令第四系第一項第二号の内閣府令で定める額は、前項各号に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額と次の各号に掲げる当該世帯の区分と同一の世帯の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額（令第三系第一項第二号又は第五号に掲げる経費として支出したものに限り。）との合計額とする。

一 単数世帯 五十二万五千円から令第四系第一項第二号に掲げる経費（前系第一項第一号に掲げる額に係るものに限り。）として支出した額（五十二万五千円を超えて支出したものにあっては五十二万五千円）を減じた額

二 複数世帯 七十万円から令第四系第一項第二号に掲げる経費（前系第一項第二号に掲げる額に係るものに限り。）として支出した額（七十万円を超えて支出したものにあっては七十万円）を減じた額

（令第四系第一項第三号から第五号までの内閣府令で定める額）

第九系 令第四系第一項第三号の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 単数世帯 三十七万五千円

二 複数世帯 五十五万円

2 令第四系第一項第四号の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 単数世帯 百五十万円（従前居住していた住宅が自己の所有に係るもの以外である世帯（次号において「住宅非所有世帯」といふ。）にあっては七十五万円）から令第四系第一項第三号に掲げる経費として支出した額（三十七万五千円を超えて支出したものにあっては三十七万五千

第七系 (略)

甲)を減じた額

二 複数世帯 二百万円(住宅非所有世帯にあつては百万円)から令第四
条第一項第三号に掲げる経費として支出した額(五十万円を超えて支出
したものにあつては五十万円)を減じた額

3) 令第四條第一項第五号の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる世帯
の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 単数世帯 七十五万円から令第四條第一項第三号に掲げる経費とし
て支出した額(三十七万五千円を超えて支出したものにあつては三十七
万五千円)を減じた額

二 複数世帯 百万円から令第四條第一項第三号に掲げる経費として支
出した額(五十万円を超えて支出したものにあつては五十万円)を減じ
た額

第十条 (略)

(令第四條第一項第三号から第五号までの内閣府令で定めるところにより
算出した限度額)

第十一条 令第四條第一項第三号の内閣府令で定めるところにより算出した
限度額は、支出額から月額二万円を減じた額(当該額が五十万円を超える
ものは五十万円)とする。

2) 令第四條第一項第四号の内閣府令で定めるところにより算出した限度
額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額
とする。

一 令第三條第一項第八号に掲げる経費 支出額に百分の七十を乗じた
額(当該額が二百万円を超えるものは二百万円)

二 令第三條第一項第九号に掲げる経費のうち借入金その他の債務に係

第八条 (略)

る利息に係るもの 利率から年一パーセントを控除した利率(当該利率が年二・五パーセントを超えるものは年二・五パーセント)により算出した額(当該算出額が二百万円を超えるものは二百万円)

三 令第三条第一項第九号に掲げる経費のうち債務保証料に係るもの又は同項第十一号に掲げる経費 二百万円

3 令第四条第一項第五号の内閣府令で定めるところにより算出した限度額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 令第三条第二項第二号に掲げる経費 支出額に百分の七十を乗じた額(当該額が百万円を超えるものは百万円)

一 令第三条第二項第三号に掲げる経費のうち借入金その他の債務に係る利息に係るもの 利率から年一パーセントを控除した利率(当該利率が年二・五パーセントを超えるものは年二・五パーセント)により算出した額(当該算出額が百万円を超えるものは百万円)

二 令第三条第二項第三号に掲げる経費のうち債務保証料に係るもの又は同項第五号に掲げる経費 百万円

4 前三項の規定にかかわらず、被災世帯が、令第一条各号に掲げる自然災害が発生した日(以下「災害発生日」といふ。)において居住していた都道府県の区域以外の都道府県の区域(災害発生日において居住していた市町村の区域に隣接する市町村の区域を除く。)において自立した生活を開始する場合にあつては、令第四条第一項第三号から第五号までの内閣府令で定めるところにより算出した限度額は、第一項及び前二項各号に掲げる額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。

(支援金の申請書)

第十二条 支援金の支給は、災害発生日から起算して次に掲げる経費の区分

(支援金の申請書)

第九条 支援金の支給は、令第一条各号に掲げる自然災害が発生した日から起

に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主の申請に基づき行うものとする。

一 令第三条第一項第一号から第六号までに掲げる経費 十三月

二 令第三条第一項第七号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第四号に掲げる経費 二十五月

三 令第三条第一項第八号、第九号若しくは第十一号又は第二項第一号、第三号若しくは第五号に掲げる経費 三十七月

2 前項第一号の規定にかかわらず、令第三条第一項第一号から第六号までに掲げる経費のうち第七条第二項各号又は第八条第二項各号に掲げる額に係るものに係る支援金の支給は、避難指示等解除日又は警戒区域解除日から起算して二十五月を経過する日までの間になされた長期避難解除世帯の世帯主の申請に基づき行うものとする。

3 都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を法第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人）は、被災世帯の世帯主が申請することのできないやむを得ない事情があると認めるときは、第一項各号及び前項に掲げる期間を延長することができる。

（支援金の概算支給に関する読者）

第十三条 令第四条第三項又は第四項の規定による支援金の概算支給における第八条第二項又は第九条第二項若しくは第三項の規定の適用については、これらの規定中「支出した額」とあるのは「支出する見込額」と、「支出したもの」とあるのは「支出する見込みのもの」とする。

第十四条 （略）

算して十三月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主の申請に基づき行うものとする。

2 都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を法第六条第一項に規定する基金に委託した場合にあつては、当該基金）は、被災世帯の世帯主が申請することのできないやむを得ない事情があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

第十条 （略）

(名称等の変更の届出)

第十五条 支援法人は、法第六条第四項の規定により届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(業務規程の変更の認可の申請)

第十六条 支援法人は、法第十一条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

第十七条 (略)

(経理原則)

第十八条 支援法人は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)

第十九条 支援法人は、支援業務に係る経理について特別の勘定(次条、第二十二條第二項及び第二十三條第二項において「支援業務特別勘定」という。)を設け、支援業務以外の業務に係る経理と区別して整理しなければならない。

(資金の繰入れ及び融通)

第二十条 支援法人は、支援業務特別勘定から支援法人が設けるその他の勘

(名称等の変更の届出)

第十一条 基金は、法第六条第四項の規定により届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(業務規程の変更の認可の申請)

第十二条 基金は、法第十一条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

第十三条 (略)

(経理原則)

第十四条 基金は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)

第十五条 基金は、支援業務に係る経理について特別の勘定(次条、第十八条第二項及び第十九条第二項において「支援業務特別勘定」という。)を設け、支援業務以外の業務に係る経理と区別して整理しなければならない。

(資金の繰入れ及び融通)

第十六条 基金は、支援業務特別勘定から基金が設けるその他の勘定(以下本

定（以下本条において「その他の勘定」という。）へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。

2 (略)

(事業計画書等の提出)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 支援法人は、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第十二条第一項後段の規定により遅滞なく変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第二十二條 支援法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補つため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支援法人は、支援業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

3 (略)

(予算の繰越し)

第二十三條 支援法人は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

2 支援法人は、支援業務特別勘定について前項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越計算書を内閣総理大臣に提出しな

条において「その他の勘定」という。）へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。

2 (略)

(事業計画書等の提出)

第十七條 (略)

2・3 (略)

4 基金は、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第十二条第一項後段の規定により遅滞なく変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第十八條 基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補つため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 基金は、支援業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

3 (略)

(予算の繰越し)

第十九條 基金は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

2 基金は、支援業務特別勘定について前項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越計算書を内閣総理大臣に提出しな

出しなければならない。

3 (略)

第二十四条・第二十五条 (略)

(会計規程)

第二十六条 支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 支援法人は、前項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。

別表(第二条、第十条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、山梨県又は長野県を除く都府県の区域内に居住する被災世帯	ルームエアコン	合計二台(ただし、一の項の第二欄に掲げる物品にあつては一台)	十八万五千元
二 沖縄県を除く都府県の区域内に居住する被災世帯	ストーブ(温風機を含む。)		五万円
三 北海道、青森県、秋田県、東京都、神奈川県又は沖縄県を除く府県の区域内に居住する被災世帯	電気こたつ		三万五千元
四 北海道、青森県、	電気カーペット		三万五千元

なければならない。

3 (略)

第二十條・第二十一條 (略)

(会計規程)

第二十一条 基金は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 基金は、前項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。

別表(第二条、第八条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、山梨県又は長野県を除く都府県の区域内に居住する被災世帯	ルームエアコン	合計二台(ただし、一の項の第二欄に掲げる物品にあつては一台)	十八万五千元
二 沖縄県を除く都府県の区域内に居住する被災世帯	ストーブ(温風機を含む。)		五万円
三 北海道、青森県、秋田県、東京都、神奈川県又は沖縄県を除く府県の区域内に居住する被災世帯	電気こたつ		三万五千元
四 北海道、青森県、	電気カーペット		三万五千元

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県を除く府県の区域内に居住する被災世帯	ト		
五 各都道府県の区域内に居住する被災世帯	防寒服	当該被災世帯に属する者の数	八万五千元
六 乳幼児が属する被災世帯	ベビーベッド	当該被災世帯に属する乳幼児の数	五万円
	つば車		五万五千元
七 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校又は高等専修学校に就学している者が属する被災世帯	学生服	当該被災世帯に属する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校又は高等専修学校に就学している者の数	四万円
	学習机		八万五千元

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県を除く府県の区域内に居住する被災世帯	ト		
五 各都道府県の区域内に居住する被災世帯	防寒服	当該被災世帯に属する者の数	八万五千元
六 乳幼児が属する被災世帯	ベビーベッド	当該被災世帯に属する乳幼児の数	五万円
	つば車		五万五千元
七 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校又は高等専修学校に就学している者が属する被災世帯	学生服	当該被災世帯に属する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校又は高等専修学校に就学している者の数	四万円
	学習机		八万五千元

八 医療用具又は福祉 用具を必要とする者 が属する被災世帯	眼鏡		四万五千円
	コンタクトレ ンズ		四万五千円
	補聴器		十四万円
	その他内閣総 理大臣が必要 と認めた医療 用具又は福祉 用具		第八条第一項 各号又は第二 項各号に定め る額の範囲内 で内閣総理大 臣が定めた額

八 医療用具又は福祉 用具を必要とする者 が属する被災世帯	眼鏡		四万五千円
	コンタクトレ ンズ		四万五千円
	補聴器		十四万円
	その他内閣総 理大臣が必要 と認めた医療 用具又は福祉 用具		第七条各号に 定める額の範 囲内で内閣総 理大臣が定め た額